２　ＥＵＣ機能は、原則として、データ要件・連携要件の標準を定める命令第二条第四号に定める基本データリストに定めるデータ項目を参照できなければならない。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるデータ項目を参照しなければならない。

一　地方公共団体情報システムを提供する事業者が、複数の地方公共団体情報システムと一体的にＥＵＣ機能を提供する場合　当該地方公共団体情報システム内の基本データリストのデータ項目

二　データ要件・連携要件の標準を定める命令第二条第六号に規定する機能別連携仕様に基づく連携を行う場合　当該連携に基づき取得したデータ項目

３　前項に基づきデータ項目を参照する場合、次の各号に掲げるデータ項目に応じ、それぞれ当該各号に掲げる属性及び文字要件に従うものとする。

一　基本データリストに定めるデータ項目　データ要件・連携要件の標準を定める命令第三条に定める当該データ項目に対応する属性及び同令第四条に定める文字要件

二　前項第一号に掲げるデータ項目　ＥＵＣ機能と一体的に提供される地方公共団体情報システムが定める属性及び文字要件

三　前項第二号に掲げるデータ項目　当該データ項目を取得した提供側業務システムが定める属性及び文字要件

４　基本データリストを参照する場合、全件連携（提供側業務システムで管理する全てのデータ又は最新のデータを利用側業務システムに連携することをいう。）の方法によるほか、更新日時等を活用した差分連携（提供側業務システムから利用側業務システムに前回連携したデータから追加又は変更となったデータを連携することをいう。）の方法によることもできるものとする。

（統合収納管理機能の標準）

第九条　統合収納管理機能の機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

一　賦課及び収納の情報の管理に係る機能を備えること。

二　入金及び消込の処理に係る機能を備えること。

三　口座振替の処理に係る機能を備えること。

四　還付及び充当の処理に係る機能を備えること。

五　延滞金の管理及び計算等に係る機能を備えること。

六　督促の処理に係る機能を備えること。

七　決算の処理に係る機能を備えること。

八　調停の処理に係る機能を備えること。

九　納付書の交付の処理に係る機能を備えること。

十　各種納税証明書及び納付証明書の発行に係る機能を備えること。

十一　統計の処理に係る機能を備えること。

十二　基準となる帳票を出力する機能を備えること。

十三　その他告示で定める機能を備えること。

２　統合収納管理機能は、前項で定める機能要件の標準に適合するために必要となるデータ項目を、当該データ項目の属性及び文字要件に従い、項目定義に規定するグループを単位にして入出力できなければならないものとし、データ項目、属性、グループその他の細目については、項目定義として内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

３　前二項の規定に基づき統合収納管理機能を実装する場合は、法第六条第一項に規定する基準に基づき収納管理を行う機能を実装したものとみなす。

（統合滞納管理機能の標準）

第十条　統合滞納管理機能の機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

一　滞納者の情報の管理に係る機能を備えること。

二　催告の処理に係る機能を備えること。

三　滞納者に対する交渉経過の管理に係る機能を備えること。

四　分割納付の処理に係る機能を備えること。

五　徴収及び換価の猶予の処理に係る機能を備えること。

六　財産調査に係る機能を備えること。

七　滞納処分に係る機能を備えること。

八　時効の管理に係る機能を備えること。

九　不能欠損の処理に係る機能を備えること。

十　交付の処理に係る機能を備えること。

十一　基準となる帳票を出力する機能を備えること。

十二　その他告示で定める機能を備えること。

２　統合滞納管理機能は、前項で定める機能要件の標準に適合するために必要となるデータ項目を、当該データ項目の属性及び文字要件に従い、項目定義に規定するグループを単位にして入出力できなければならないものとし、データ項目、属性、グループその他の細目については、項目定義として内閣総理大臣及び総務大臣が告示で定める。

３　前二項の規定に基づき統合滞納管理機能を実装する場合は、法第六条第一項に規定する基準に基づき滞納管理を行う機能を実装したものとみなす。

（共通機能の標準の特例）

第十一条　地方公共団体情報システムを提供する事業者が、共通機能を法第六条第一項に規定する基準に適合するシステムと一体的に提供する場合は、当該共通機能の実装方法については、第四条から前条までの規定にかかわらず、当該システムを提供する事業者が行う方法により行うことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和八年四月一日から施行する。

（申請管理機能の標準に係る経過措置）

第二条　申請管理機能の実装は、当分の間、第四条の規定にかかわらず、申請管理機能を有するシステム（次項において「申請管理システム」という。）の構築に関し総務省が作成した仕様書によることができる。

２　前項の規定による場合は、データ要件・連携要件の標準を定める命令第二条第六号に規定する機能別連携仕様のうち、申請管理機能を申請管理システムと読み替えて適用するものとする。

（機能要件の標準に係る経過措置）

第三条　この命令の施行の際現に地方公共団体が利用する共通機能で、この命令の施行の日（次条において「施行日」という。）以降第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項及び第十条第一項に規定する機能要件の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体の共通機能に係る機能要件の標準の経過措置については、内閣総理大臣及び総務大臣が定める。

（要件に適合することが困難な共通機能に関する経過措置）

第四条　この命令の施行の際現に地方公共団体が利用する共通機能で、共通機能の標準に適合することが困難なものとして内閣総理大臣及び総務大臣が認める地方公共団体の共通機能については、この命令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において内閣総理大臣及び総務大臣が定める日から適用する。